

● 最近、引越しをされたかた

住所を異動されたかたの投票は次のとおりですのでご確認ください。

届出の別		届出の日	投票の場所・投票の可否		
			新住所地で投票できる	前住所地で投票できる	投票できない
転入届を出されたかた	他府県から転入されたかた	令和4年12月22日以前	○		
		令和4年12月23日以後 令和4年12月30日以前	○※1		
		令和4年12月31日以後			○
	大阪府内の他の市町村から転入されたかた	令和4年12月22日以前	○		
		令和4年12月23日以後 令和4年12月30日以前	箕面市選挙管理委員会へお問い合わせください。		
		令和4年12月31日以後		○※2	
転出届を出されたかた	他府県へ転出されたかた	全期間			○
	大阪府内の他の市町村へ転出されたかた	令和4年12月22日以前	○		
		令和4年12月23日以後 令和4年12月30日以前	転出先の選挙管理委員会へお問い合わせください。		
		令和4年12月31日以後		○※2	
箕面市内で転居届を出されたかた		令和5年3月6日以前	○		
		令和5年3月7日以後		○	

※1 箕面市では、令和5年3月30日から期日前投票及び不在者投票ができます。(4月1日(土)～4月8日(土)は知事と府議を同時に投票できます。)

※2 投票する際に、市区町村長が発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提示すること又は引き続き大阪府内に住所を有することの確認を受けることが必要です。

注意

- 令和4年12月31日以後大阪府内の市町村間で住所を異動されたかたは、前住所地で投票を行うことができますが、そのためには前住所地の選挙人名簿に登録されている必要があります。さらに、投票する際は上記※2の手続きが必要です。
- 「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」は、投票日までに最寄りの市(区)役所又は町村役場の住民票を担当する窓口で交付を受けてください。